

## 災害時における情報交換に関する協定書の概要

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と 町長(以下「乙」という。)は、町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

### (目的)

**第1条** この協定は、甲及び乙が連携を図り、 町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### (協力体制)

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### (現地情報連絡員の派遣)

**第3条** 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、 町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

### (平常時の連携)

**第4条** 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

### (その他)

**第5条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。